いう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって国家戦略特別区域会議が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の意見書の内容の審査の方法）

第十三条　第十一条の規定は、令第三十条第二項において準用する令第二十八条第二項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によって口頭意見陳述（法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合について準用する。

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百四十六号）の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第三千四十九号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）の施行に伴い、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］ 六　事業所内保育事業　児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業であって、次のイからハまでに掲げるものをいう。 イ　小規模型事業所内保育事業Ａ型（小規模型事業所内保育事業（家庭的保育事業等設備運営基準第四十七条に規定する小規模型事業所内保育事業をいう。ロにおいて同じ。）のうち、保育従事者が全て保育士（当該事業に係る事業所が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。）であるものをいう。 ［ロ・ハ　略］ ［七～二十二　同上］ 二十三　三歳児配置改善加算　当該施設等において、三歳児十五人につき、教員、保育士（当該施設等が国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第一条第五十九号を除き、以下同じ。）等を一人配置する場合に加算されるものをいう。 ［二十四～五十八　略］ 五十九　資格保有者加算　当該施設等における家庭的保育者（児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。）が保育士資格（当該施設等が国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、児童福祉法第十八条の六に規定する保育士となる資格及び国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する国家戦略特別区域限定保育士となる資格をいう。）、看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加算されるものをいう。 ［六十～六十五　略］ （特定地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準） **第五条**　法第二十九条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第三に規定するものとする。ただし、	（定義） **第一条**　［同上］ ［一～五　同上］ ［六　同上］ イ　小規模型事業所内保育事業Ａ型（小規模型事業所内保育事業（家庭的保育事業等設備運営基準第四十七条に規定する小規模型事業所内保育事業をいう。ロにおいて同じ。）のうち、保育従事者が全て保育士（当該事業に係る事業所が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。）であるものをいう。） ［ロ・ハ　同上］ ［七～二十二　同上］ 二十三　三歳児配置改善加算　当該施設等において、三歳児十五人につき、教員、保育士（当該施設等が国家戦略特別区域法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第一条第五十九号を除き、以下同じ。）等を一人配置する場合に加算されるものをいう。 ［二十四～五十八　同上］ 五十九　資格保有者加算　当該施設等における家庭的保育者（児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。）が保育士資格（当該施設等が国家戦略特別区域法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、児童福祉法第十八条の六に規定する保育士となる資格及び国家戦略特別区域法第十二条の四第五項に規定する国家戦略特別区域限定保育士となる資格をいう。）、看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加算されるものをいう。 ［六十～六十五　同上］ （特定地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準） **第五条**　法第二十九条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第三に規定するものとする。